

## 第 19 章 文教施設等における災害予防計画

### 1. 計画の概要

地震発生時において、学校等(保育園、幼稚園、小中学校)の園児・児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

### 2. 学校等の災害予防対策

#### (1) 学校等防災安全計画の策定

##### ① 策定

学校長等(保育園、幼稚園の長及び小中学校長)は、町教育委員会の指導を受け「学校における危機管理の手引き:総論・学校安全編(平成 22 年 11 月)」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取り組みを進めることができるように、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校等防災安全計画を策定・実施する。

##### ② 内容

#### (ア) 安全教育に関する事項

- a 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- b 学年別・月別の安全指導の指導事項
  - (a) 学級(ホームルーム)活動における指導事項(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)
  - (b) 学校行事(避難訓練など安全に関する行事)における指導事項
  - (c) 児童(生徒)会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
  - (d) 課外における指導事項
  - (e) 個別指導に関する事項
- c その他必要な事項

#### (イ) 安全管理に関する事項

- a 対人管理の事項  
学校生活の安全管理の事項
- b 対物管理の事項  
学校環境の安全点検の事項

#### (ウ) 学校安全に関する組織活動の事項(研修含む)

#### (2) 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成

学校長等は、園児・児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校等の実情に応じて、危険発生時において当該学校等の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領の作成に努めるものとする。

#### (3) 学校安全委員会の設置

学校長等は、学校等防災安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

#### (4) 学校等防災組織の編成等

学校長等は、学校等防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

#### ① 学校等防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

#### ② 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

#### ③ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び園児・児童・生徒等の引き渡し方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

#### ④ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校等の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、園児・児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難経路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

#### ⑤ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

#### (5) 防災教育

① 学校長等は、園児・児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う(学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。)

② 町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

#### (6) 防災訓練

学校長等は、園児・児童・生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する(学校等教育における具体的な防災訓練は、本編第6章「防災訓練計画」による。)

#### (7) 施設の耐震性の強化

学校等施設は、園児・児童・生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすものであるため、学校等設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。

### 3. 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

三川町文化交流館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校とは異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。

また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

#### (1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やすなどの措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

- ① 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。
- ② 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。